

補助金申請の手引き

- ① 工事契約書
- ② 領収書
- ③ 電力受給契約書
又は系統連系書類
- ④ 補助金申請
- ⑤ 振込先口座

すべての名義が同一であることが条件です△

※①②の名義は、申請者本人名または本人名含む連名可

1. 申請書の提出について

- 書類の持参提出不可（郵送のみ。特定記録／簡易書留／レターパック推奨）
- 申請書は記入の注意点を参考に正しく記入してください。記入漏れ・誤記入があった場合、再度申請書の原本を提出していただきますのでご了承ください。
- 原則、提出書類の返却はいたしません。
- 提出書類はすべて控え（コピー）をお取りください。
- 提出書類は A4 サイズでチェックリストの順番に揃え、ホッチキス止めをせずに提出してください。
- 申請書は消えないペンで記入をし、修正ペン・修正テープの使用はしないでください。
間違えた場合の訂正印は補助事業者印（申請者印）もしくは手続代行者印（法人印）と同じ印で押印してください。
- 書類に不備・不足がある場合、受付できませんのでご注意ください。
- 不備・不足書類の状況によっては、申請書類一式を返却させていただく場合がありますのでご了承ください。
- 不備を指摘してから1か月経過しても不備が解消されない場合、申請書類一式を返送いたします。（その場合、申込みは受付されていないことになります。）
- 公的書類（住民票・県税納税証明書・登記簿謄本）の有効期限は、発行から3ヶ月以内とします。当センターに書類が到着し、不備なく受付した時点で有効期限外になっていた場合は、再提出をお願いします。

2.不備書類の提出方法について

原本提出のもの	
交付申請書 4 枚綴り・ 住民票・納税証明書・承諾書等	郵送のみ
写しのもの	
電力受給契約確認書・登記簿・通帳の写し・ 契約書・見積書・単線結線図・メーカーカタログ・ 出力対比表・割付図・領収書・領収書内訳書・ パワコン保証書・パワコン検査成績書等	F A X } メール※ } いずれか 郵送 }
写真 (カラー)	
パワコン銘板写真・建物全体写真・ 太陽電池モジュール設置写真等	メール※ } 郵送 } いずれか

※メールアドレスは、個別にお知らせします。

申請書記入の注意点

【交付申請書 1 / 4 頁】

1. 補助事業者（補助金申請者）

●補助事業者（申請者）/住所

- ・住民票の通りに記入してください。
避難場所・県外にお住いの方も住民票のとおりに入力してください。
- ・申請者が法人の場合・・・法人登記簿謄本（現在事項証明書）の通りに記入してください。

●補助事業者（申請者）印

- ・補助事業者（申請者）の押印必須です。認印可。（シャチハタ不可）

●電話番号

- ・日中連絡の取れる番号を記入してください。

●送付先住所

- ・決定通知書が必ず届く住所を記入してください。
受付日より1ヶ月～1ヶ月半後に決定通知書が発送されます。

2. 対象設備の設置場所

【余剰配線の場合】

- ・太陽光受給契約確認書に記載された「受給地点」のとおりに入力してください。
複数地番がある場合、全ての地番を入力してください。
他一筆等も漏れなく入力してください。
無記入の場合、再提出になります。

【自家消費の場合】

- ・系統連系書類（電力会社との無償逆潮流の覚書等）の「系統連系地点の住所」のとおりに入力してください。

3. 事業完了日

【余剰配線の場合】

- ・太陽光受給契約確認書の「電力受給開始日」を入力してください。
増設の場合は、太陽光受給契約一部変更確認書の「**契約一部変更日**」を入力してください。

【自家消費の場合】

- ・系統連系書類（電力会社との無償逆潮流の覚書等）の「系統連系された日」を入力してください。

4. 住宅形態

- ①と②は受給地点（母屋）について、それぞれの項目に☑チェックしてください。
- ③は配線方法について、当てはまる項目に☑チェックしてください。

【交付申請書 2 / 4 頁】

5. 補助金の振込先（申請者名義の口座に限ります）

- ・通帳コピー（表紙と見開きページ両方）を確認し全ての項目を記入してください。
- ・日本国内に本店等を有する銀行を記載してください。
- ・貯蓄口座へは振込ができませんのでご注意ください。

<銀行の場合>

- ・銀行名変更等により銀行名・店舗名・銀行コード・店舗コードが変更されている場合は、変更後の銀行名・店舗名・銀行コード・店舗コードを記入してください。

<農協（JA）の場合>

- ・合併により農協名・店舗名・銀行コード・店舗コードが変更されている場合は、合併後の農協名・店舗名・銀行コード・店舗コードを記入してください。

<申請者が法人の場合>

- ・法人としての通帳コピーが必要です。（代表取締役などの個人としての通帳は不可）

<東邦銀行 けやきの場合>

- ・通帳の口座名義にフリガナ記載がないため、カタカナ名義を必ず記入してください。

6. 太陽電池モジュールの公称最大出力の合計

- ・値 = モジュール 1 枚あたりの公称最大出力(W) × 設置枚数 ÷ 1,000 (小数点 3 桁以下切捨て)
- ・パワコンではなく太陽電池モジュールの出力合計を記入してください。（上限 9.99kW）
- ・太陽電池モジュールの出力合計が 10kW 以上の場合は「**9.99kW**」と記入してください。

<増設の場合>

- ・「今回申請分は増設である」にチェックし、表に既設分と増設分の数値を記入してください。
モジュールとパワコンそれぞれの出力合計（既設+増設）が 10kW を超えてしまっても、電力受給契約確認書の“受給最大電力”が 10kW 未満であれば申請可能です。

7. 補助金交付申請額

- ・金額 = 「4. 太陽電池モジュールの公称最大出力の合計」 × 40,000 (千円未満は切捨て)
上限 160,000 円の為、それを超える場合「**160,000円**」と記入してください。
必ず正しい金額を記入してください。

8. 補助対象経費

- ・「領収書内訳」の小計④を記入してください。

9. 内容の確認

- ・項目を十分確認してください。申請書の提出によりご了承くださいましたものとみなします。

【交付申請書 3 / 4 頁】

10. 手続代行者

- ・申請書類を返却する際、受取可能なご住所を記入してください。
- ・「手続代行者印」欄の法人印は、実印（丸印）・認印（角印）どちらでも可。
- ・「10 手続代行者」欄の記載と法人印の押印がある場合、申請書 1・2 頁の訂正を代行業者が行うことができます。

11. 申請書類に不備があった場合の連絡先

- ・提出書類に不備・不足があった場合、希望する連絡先を選んで☑チェックしてください。

<手続代行者等>

不備・不足書類の取りまとめが可能で、提出書類の内容がわかる方の名前を記入してください。

<補助事業者（補助金申請者）>

提出書類の内容がわかる方の電話番号を記入してください。

【交付申請書 4/4 頁】

12. 提出書類リスト

- ・提出書類の注意事項を参考に、確認欄に☑チェックしてください。
- ・提出書類はすべて控え（コピー）をお取りください。
- ・提出書類はA4 サイズでチェックリストの順番に揃え、ホッチキス止めをせずに提出してください。

提出書類の注意事項

ア 交付申請書「様式第1号」の原本

- ・ 4枚綴りすべて原本で提出してください。
- ・ 申請書記入の注意点を参考に記入してください。
記入漏れ・誤記入があった場合、申請書原本を再度提出いただきますので、ご了承ください。

イ 住民票抄本（個人票）の原本（発行から3ヶ月以内のもの）

- ・ 公的書類の有効期限は、発行から3ヶ月以内とします。当センターに書類が到着し、不備なく受付した時点で有効期限外になっていた場合は、再提出をお願いします。
- ・ 申請者本人分のみ提出してください。（世帯票でも可）
- ・ 法人の場合は、法人登記簿謄本の「現在事項証明書」を提出してください。
- ・ 住民票住所が他県や受給地点（システム設置住所）と異なっても受付可。
- ・ 「届出避難場所証明書」や「戸籍謄本」は住民票の代わりにはなりません。

ウ 福島県の県税納税証明書の原本（発行から3ヶ月以内のもの）

- ・ 公的書類の有効期限は、発行から3ヶ月以内とします。当センターに書類が到着し、不備なく受付した時点で有効期限外になっていた場合は、再提出をお願いします。
- ・ 申請者本人分のみ提出してください。
 - ※共有名義でも申請者本人のみの提出をお願いします。（共有者の分は提出の必要はありません）
 - ※代理申請による、氏名や住所の記入間違いがありますと、正しい証明になりませんのでご注意ください。（委任状の記入間違いもあるようです、よくご確認ください）
- ・ 県税の「徴収金の未納はありません」「課税はありません」の記載があるもの。
- ・ 福島県の各地方振興局の県税部で発行されているもの。
 - ※市町村発行の納税証明書または課税証明書を提出される例が散見されていますので、ご注意ください。
 - ※住民票が県外にある場合や県に課税がない場合でも、福島県の各地方振興局の県税部で取得可能です。

※福島県の県税納税証明書の取得・問合せ先（2019年3月時点）

事務所名	住所	電話
県北地方振興局 県税部	福島市杉妻町 2-16（北庁舎 4階）	024-521-2680
県中地方振興局 県税部	郡山市麓山 1-1-1	024-935-1235
県南地方振興局 県税部	白河市昭和町 269	0248-23-1512
会津地方振興局 県税部	会津若松市追手町 7-5	0242-29-5235
南会津地方振興局 県税部	南会津町田島字根小屋甲 4277-1	0241-62-5212
相双地方振興局 県税部	南相馬市原町区錦町 1-30	0244-26-1123
いわき地方振興局 県税部	いわき市平字梅本 15	0246-24-6024

工 【余剰配線の場合】電力会社の電力受給契約確認書（太陽光受給契約確認書）の写し

【自家消費の場合】系統連系書類（電力会社との無償逆潮流の覚書等）の写し

【余剰配線の場合】

- ・ 契約名義が申請者と一致していること。
- ・ 受給開始日が 2018 年 4 月 1 日から 2020 年 3 月 19 日までの間であること。
増設申請の場合は受給開始日ではなく契約一部変更日が上記の期間内であること。
- ・ 太陽光受給契約確認書の「電力受給開始日」を記入してください。
増設の場合は、太陽光受給契約一部変更確認書の「**契約一部変更日**」を記入してください。
- ・ 「受給最大電力」が 9.9 kW 以下であること。
契約名義や受給地点の誤りがあった場合は、変更手続き完了後に申請書を提出してください。

【自家消費の場合】

- ・ 契約名義が申請者と一致していること。
- ・ 系統連系書類（電力会社との無償逆潮流の覚書等）の「系統連系された日」が 2018 年 4 月 1 日から 2020 年 3 月 19 日までの間であること。
- ・ 系統連系書類（電力会社との無償逆潮流の覚書等）の「系統連系された日」を記入してください。
- ・ 「受給最大電力」が 9.9 kW 以下であること。

オ ①受給地点となる住宅（母屋）の建物登記簿謄本（発行から3ヶ月以内のもの）写し

※インターネット閲覧サービスで取得したもの不可。

- ・公的書類の有効期限は、発行から3ヶ月以内とします。当センターに書類が到着し、不備なく受付した時点で有効期限外になっていた場合は、再提出をお願いします
- ・「所在」… 受給地点の地番が含まれていること。
- ・「①種類」… 居宅・集合住宅・寮・別荘・店舗兼居宅・事務所兼居宅等、居宅であることが確認できること。
- ・「権利部（甲区）」… 権利者その他の事項欄で、現在の所有者が申請者名であることが確認できること。（連名可）
- ・職印… 登記官名と職印が確認できること。

※**建物の所有者が申請者と異なる場合**、登記された所有者全員の設置承諾書（所有者が作成した原本）を提出してください。（申請者と共有名義の場合は提出不要です）

※**設置承諾書は当センターHPよりダウンロードしたものを、提出してください。**

②受給地点に記載された全ての地番の土地登記簿謄本（発行から3ヶ月以内のもの）写し

※インターネット閲覧サービスで取得したもの不可。

- ・公的書類の有効期限は、発行から3ヶ月以内とします。当センターに書類が到着し、不備なく受付した時点で有効期限外になっていた場合は、再提出をお願いします。
- ・「所在」… 受給地点の地名であること。
- ・「①地番」… 受給地点の地番が確認できること。
受給地点が複数地番で認定されている場合は、すべての地番分の提出が必要です。
- ・職印… 登記官名と職印が確認できること。

カ 補助金の振込先口座（申請者本人の口座）の通帳の写し

- ・表紙と見開きページ**両方**を提出してください。
（金融機関名・支店名・銀行コード・支店番号・預金種類・本人カタカナ名義・口座番号すべて確認できること）
- ・表紙の写しの未提出が多くみられます。
表紙に支店番号や預金の種類、カタカナ名等が記載されている場合が多いので、必ず提出してください。

<ネット銀行の場合>

- ・カード両面のコピーを必ず提出してください。(セキュリティコードは塗り潰し推奨)
- ・カードで口座情報が確認できない場合は、口座情報が記載されているWeb画面のコピーを添付してください。(預金額等は塗り潰し推奨)

キ 「工事請負契約書」または「売買契約書」等の写し

- ・契約者名（申請者本人名または本人名含む連名可）
- ・契約者甲乙（申請者／請負者）双方の署名捺印があること。
- ・注文書／注文請書はセットで提出してください。
一方の書類で契約者甲乙（申請者／請負者）双方の署名捺印が確認出来れば、いずれか一方の書類のみの提出可。
- ・収入印紙の貼り付け、消印があること。
- ・「太陽光発電工事」「新築工事」等の工事名と工事（建設）場所が記載されていること。
- ・対象システムの購入が確認できること＝「太陽光発電工事」等の記載があるもの。
（新築工事の場合は、記載がなくても可）
- ・変更契約書のみの提出不可→当初の契約書も併せて提出してください。

ク 対象システムの発電量を確認できる資料の写し

- ・見積書・単線結線図・メーカーカタログのいずれか1種で可。
- ・契約書に正しい発電量の記載がある場合は提出不要です。
- ・見積書・単線結線図は正しい発電量の記載があるもの。
「6. 太陽電池モジュールの公称最大出力の合計」と同じ発電量であること。
- ・メーカーカタログは型式名と太陽電池モジュール1枚あたりの公称最大出力の記載があるもの。

ケ 対象システムの出力対比表の写し

- ・原則としてメーカー発行のものを提出してください。
型式・製造番号・公称最大出力・枚数の確認できる様式のもの。
- ・メーカーからの発行がない場合は、太陽電池モジュールのバーコードシールを台紙に貼付し、必要事項（太陽電池モジュール1枚あたりの公称最大出力値、設置枚数、設置した太陽電池モジュールの公称最大出力合計値）を記入すること。

コ 「領収書」の写し

- ・宛名（申請者本人名または本人名含む連名可）
- ・但し書きに「太陽光発電工事」「新築工事」などの記載があること。
- ・発行者名と収入印紙の貼り付け、消印があること。
- ・クレジット払いの場合も領収書の提出が必要です。
- ・ソーラーローン等で領収書の発行不可の場合は、事前に相談してください。

サ 「領収書内訳」

※領収書内訳の様式あり（当センターHPよりダウンロード可）

- ・領収書の額面と一致するように作成してください。
- ・計算ミスが散見されますので、十分な確認の上、提出をお願いします。

～独自の様式の場合～

- ・センターの様式の領収書内訳の補助対象経費①～⑥の項目のみ計上した数値を交付申請書 2 / 4 頁の「8. 補助対象経費」に記入してください。

シ パワーコンディショナの型式名と製造番号を確認できる資料

※写真貼付台紙（当センターHPよりダウンロード可）

又は A4 版に印刷もしくは貼付したものを提出してください。

- ・申請者名を必ず記載すること。
- ・パワコンが複数設置してある場合は、すべての台数分提出が必要です。
- ・パワコン銘板写真（カラー写真）／製品の保証書のコピー（申請者名・販売店名の記載があるもの）
／検査成績証のコピーのいずれか 1 つ。
- ・型式名と製造番号の 2 つが読み取れること。
銘板写真の場合、判読できない場合がありますので、鮮明に読み取れることをご確認ください。

ス ①受給地点となる住宅の建物全体写真（カラー写真）

※写真貼付台紙（当センターHPよりダウンロード可）

又は A4 版に印刷もしくは貼付したものを提出してください。

- ・申請者名を必ず記載すること。
- ・建物全体の外観が確認できる完成後の写真であること。
足場やカバーで覆われて外観が確認できない写真は不可。
- ・太陽電池モジュールの設置が確認できること。
周辺立地や建物の角度上、太陽電池モジュールの撮影が不可能な場合は、必ず②太陽電池モジュールの設置状態を示す写真を提出してください。

②太陽電池モジュールの設置状態を示す写真（カラー写真）

※写真貼付台紙（当センターHPよりダウンロード可）

又は A4 版に印刷もしくは貼付したものを提出してください。

- ・申請者名を必ず記載すること。

～独自の様式の場合～

（撮影時にホワイトボードなどに名前を記載／写真の印刷時、余白に名前を記載など）

- ・野立て・車庫や倉庫の屋根に設置している場合、太陽電池モジュール設置場所と母屋（受給地点）の位置関係を確認するため、どちらも 1 枚に写っている写真が必要です。（分割写真でも繋げて確認できれば可。）
- ・太陽電池モジュール設置後の屋根の写真を提出してください。（枚数が確認できること。）

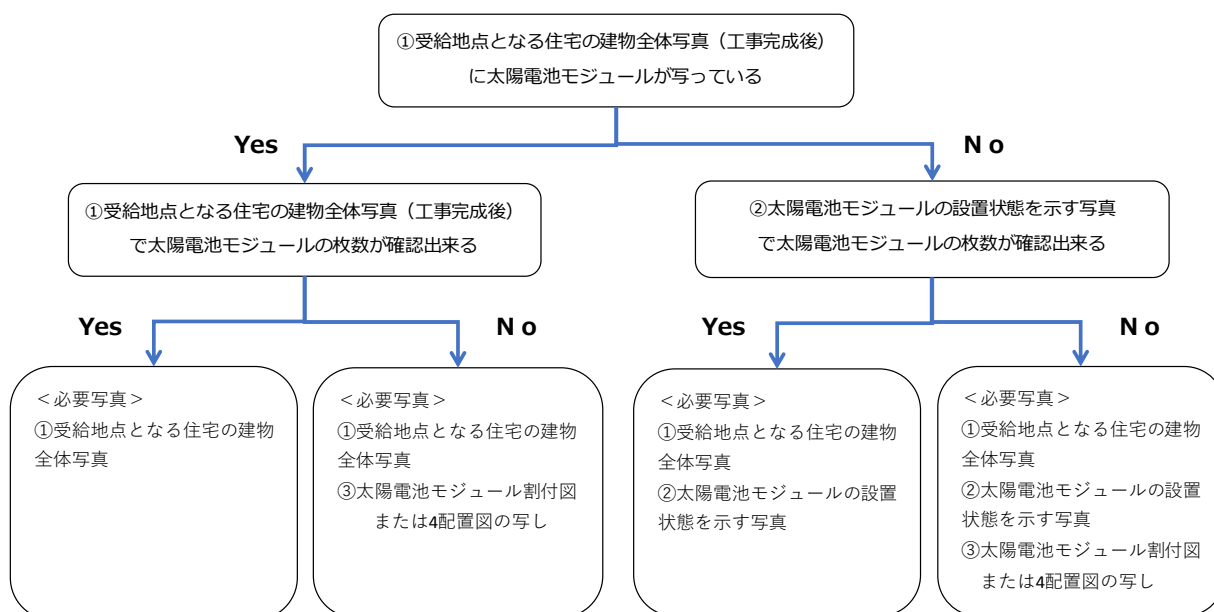
太陽電池モジュール枚数が確認出来ない場合は、必ず③太陽電池モジュール割付図または配置図の写しを提出ください。

③太陽電池モジュール割付図または配置図の写し

- ・太陽電池モジュールの枚数が出力対比表にある枚数と一致すること。

②の写真で正確な太陽電池モジュールの枚数を確認できる場合は提出不要。

※写真提出について、次のフローチャートを参考にしてください。



A 建物登記（受給地点となる住宅）の所有者が申請者と異なる場合

- ・「設置承諾書」（所有者が作成した原本）

※ひな型はホームページにあるものを使用してください。

※申請者と共有名義の場合は提出不要です。

B 住居表示実施区域の場合

- ・「住居表示の証明書」または「通知書」の写しの提出が必要な場合あり

※住居表示実施区域（福島市/郡山市/会津若松市の一部地域等）で登記地番と住所地番が異なる場合に必要となる場合があります。下記表を参考にしてください。

受給地点住所	住居表示証明書
住民票の地番	必要
登記の地番	不要